

2. 水質保全に関する法令

(1) 法令の施行状況

昭和42年に「公害対策基本法」が制定された後も、経済の急速な発展は公害の更なる多様化と複雑化をもたらしてきたため、昭和45年に公害対策基本法の改正および公害関係諸法の再検討が行われた。この中で、昭和33年に制定された旧水質2法も見直しが行われ、昭和45年には旧2法を発展的に改正した「水質汚濁防止法」が制定された。

また、昭和48年に制定されていた時限立法「瀬戸内海環境保全臨時措置法」が、瀬戸内海の水質改善を目的として、昭和53年に「瀬戸内海環境保全特別措置法」として恒久法に改められた。

さらに、水質汚濁防止法による排水規制など、従来の制度だけでは湖沼の水質改善には不十分であることから、昭和59年には「湖沼水質保全特別措置法」が制定されている。

地球的な規模での環境保全が課題となっているなかで、わが国は先進諸国と比べて対応が遅れていたが、平成5年11月に従来の公害対策基本法が廃止され、新しく「環境基本法」が制定された。

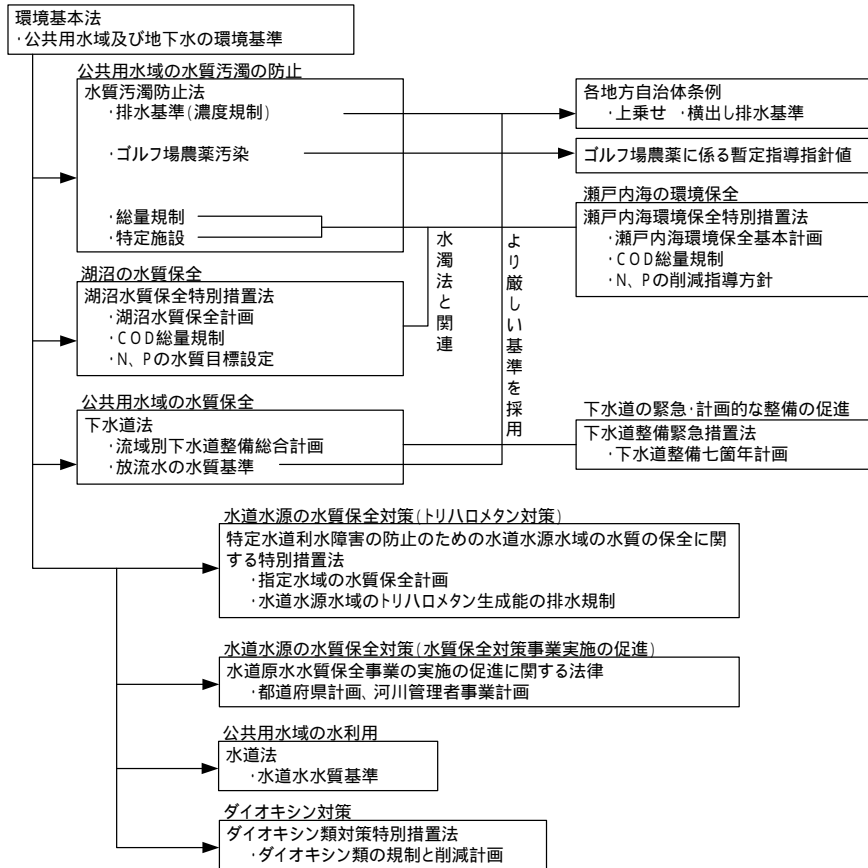
また、近年は水道水の異臭味被害の増加やトリハロメタン検出などが問題となっており、水道水においしさや安全性の確保が求められている。このような動向を背景に平成6年3月に水源水質を保全するための「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」と「特定水道利水障害防止のための水道水源水域の水質保全に関する特別措置法」が制定された。

平成9年度には、「河川法」の一部が改正され、河川環境の整備と保全の項目が追加された。

さらに、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるダイオキシン類について、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、必要な規制、汚染土壤に係る措置等を定める「ダイオキシン類対策特別措置法」が、平成11年に公布されている。

【表5 - 8 水質保全関連法の施行状況】

施行年	内 容
昭和33年	・旧水質2法制定
昭和42年	・「公害対策基本法」制定
昭和45年	・「公害対策基本法」改正 ・「公害関係諸法」再検討 ・旧水質2法見直し ・「水質汚濁防止法」制定
昭和48年	・「瀬戸内海環境保全臨時措置法」制定
昭和53年	・「瀬戸内海環境保全特別措置法」制定
昭和59年	・「湖沼水質保全特別措置法」制定
平成2年6月	・水質汚濁防止法改正
平成5年11月	・「公害対策基本法」廃止 ・「環境基本法」制定
平成6年3月	・「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」制定 ・「特定水道利水障害防止のための水道水源水域の水質保全に関する特別措置法」制定
平成9年12月	・「河川法の一部を改正する法律」施行 ・「構造令の改正」執行
平成12年1月	・ダイオキシン類対策特別措置法施行
平成12年3月	・特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律施行
平成14年4月	・改正水道法施行
平成15年2月	・土壌汚染対策法施行
平成16年4月	・改正水道水水質基準の施行
平成18年2月	・環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令施行



【図5-2 水質保全に関連する主な法令の関係】

詳細は資料5-11~27、表5-9を参照

(2) 府県条例・要綱の概要

平成20年3月現在、流域の府県の主な水質関連の条例および要綱には次のようなものがある。

【表5-9 流域の環境に関する主な府県条例・要綱】

	環境全般・公害防止	上乗せ排水基準の制定	生活雑排水関係	農薬の安全使用指導	環境影響評価	自然環境保全関係	湖沼の富栄養化対策	海域の保全関係	ごみの散乱防止	PCBの規制
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										

条例 要綱

詳細は資料5-13を参照

環境基準

「環境基本法」で定められた環境基準は、公害防止施策を総合的に実施していく上での行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である。水質の汚濁に関する環境基準は、人の健康に関するものが26項目で全公共用水域に一律で定められており、生活環境に関するもの5項目は利水目的に応じた水域類型が設けられ、各々の水域類型ごとに数値が設定されている。また、湖沼、海域については窒素、りんに対しても環境基準が定められている。

COD総量規制

内海や湖沼など閉鎖性の水域は汚濁物質が蓄積しやすく、環境基準の達成状況が悪いため、水域へ流入する汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が実施されている。

滋賀県では、湖沼水質保全特別措置法に基づく負荷量規制(COD、窒素、りん)と、公害防止条例に基づく日平均排水量50m³以上の工場等を対象とした排出水の総量に係る排水基準(BOD、COD、SS)があり、琵琶湖への汚濁負荷をさらに削減するために基準を設けている。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、関係府県では現在平成21年度を目標年度とする第6次の水質総量規制が実施されている。

【表5 - 10 瀬戸内海環境保全特別措置法関係府県削減目標(目標年度平成21年)】

(単位:t/日)

	生活排水	産業排水	その他	合計
京都府	10	8	2	20
大阪府	57	14	5	76
兵庫県	29	21	6	56
奈良県	12	4	2	18
計	108	47	15	170

瀬戸内海の環境保全に関する京都府計画

瀬戸内海の環境保全に関する大阪府計画

瀬戸内海の環境保全に関する兵庫県計画

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(奈良県)より作成

排水規制

水質汚濁防止法第3条第3項に基づき、各府県は条例により国の一律基準より厳しい排水基準を定め、工場・事業場から公共用水域に排出される排水について規制を行っている場合がある。

各府県ごとの上乗せ排水基準は、次ページに示すとおりである。

窒素及びりんに係る規制

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、富栄養化による被害の発生を防止するため、窒素、りんの削減に関して削減指導が行われている。滋賀県は昭和55年に富栄養化防止条例を施行し、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量規制を実施している。また、滋賀県と京都府は湖沼水質保全特別措置法に基づき、平成9年3月に第3次「湖沼水質保全計画」を策定し、窒素含有量及びりん含有量の規制を実施した。平成14年3月からは第4期「湖沼水質保全計画」が策定され、新たな窒素及びりんに対する水質目標が設定された。また、関係各府県でも同法に基づく窒素及びりんの削減指導方針を策定している。

